

資料編

資料 1	愛媛県・市町社会福祉協議会における災害時支援協定	-----	P 1
資料 2	愛媛県・市町社会福祉協議会における災害時支援協定 実施細目	-----	P 2
資料 3	愛媛県災害ボランティアファンド給付規程	-----	P 3
資料 4	愛媛県災害ボランティアファンド申請手続き	-----	P 14
資料 5	愛媛県共同募金会災害支援制度運営要綱	-----	P 15
資料 6	共同募金会災害支援制度の細目及び基準【抜粋】	-----	P 23
資料 7	共同募金会災害支援制度実施要領	-----	P 24
資料 8	全国社会福祉協議会 福祉救援活動資金援助制度運営要綱	-----	P 26
資料 9	愛媛県社会福祉協議会 災害ボランティア資機材等の貸出規程	-----	P 27
資料 10	大規模災害時のボランティア活動保険加入について	-----	P 31
	(大規模災害マニュアル)		
資料 11	災害時における主な連絡先	-----	P 34
資料 12	西予市内の指定避難場所一覧	-----	P 35
資料 13	西予市内の緊急避難所一覧	-----	P 40
資料 14	西予市内の福祉避難所一覧	-----	P 45
資料 15	ボランティア受入れが可能と見込まれる宿泊施設	-----	P 46

愛媛県・市町社会福祉協議会における災害時支援協定

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、被災地の社会福祉協議会（以下「社協」という。）が単独では十分な救援活動が実施できないと認められる場合、愛媛県内の市町社協及び愛媛県社協が協力し、相互支援の精神に基づき、救援活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

(災害の種類及び規模)

第2条 この協定が想定する災害の種類及び規模は、原則として災害対策基本法で定義されている地震、津波、風水害等で、災害救助法が適用され、住民生活に甚大な支障が生じ、被災地社協より支援要請のあった大規模災害とする。

(支援手続き)

第3条 被災地社協からの支援要請、または県社協が被災地社協の支援を必要と判断した場合は、市町社協に対し、協力を要請する。

2 被災地社協は、支援要請に際し、必要な次の事項を速やかに連絡するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 支援の内容、支援場所への経路及び支援の期間
- (3) 支援活動に必要な物資の品名・数量等
- (4) 社協職員の派遣人員
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 市町社協は、県社協から被災地社協に対する支援要請があった場合は、協定に基づき必要な支援を行うものとする。

4 愛媛県外の社協から支援要請があった場合も、前各項に掲げる手続きを経て支援を行うものとする。

(支援内容)

第4条 相互支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 社協職員の派遣

社協職員は、社協活動の専門性が発揮できる次の業務に従事する。

ア 被災地支援のボランティアコーディネート

イ 要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供

ウ 生活福祉資金特別貸付業務の実施

エ その他救援活動に必要な事項

- (2) ボランティアによる救援活動の支援調整
- (3) 社会福祉施設に対する救援活動の支援調整
- (4) 救援活動に必要な物資の提供及び斡旋

(連絡窓口)

第5条 市町社協は、予めこの協定に関する担当部署を定め、必要事項を県社協に提出するものとする。

2 県社協は、災害時の緊急連絡網を整備しておくものとする。

3 県社協及び市町社協は、災害が発生した時は、速やかに必要な連絡をするものとする。

(経費)

第6条 救援活動に係る社協職員の派遣に要する経費は、支援した社協の負担とする。

(勤務の取扱い)

第7条 派遣された社協職員の勤務は、支援した社協における勤務と同様の扱いとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及び実施細目は、県社協と市町社協が協議をして定めるものとする。

附則

この協定は、平成17年11月29日から効力を生じるものとする。

上記のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年11月29日

愛媛県・市町社会福祉協議会における災害時支援協定 実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、「愛媛県・市町社会福祉協議会における災害時支援協定」(以下「協定」という。)第8条に基づき、協定の実施に必要な細目を定める。

(連絡窓口等)

第2条 市町社協は、協定第5条に定める連絡窓口を別紙1により、毎年4月15日までに、県社協に提出する。

2 県社協は、必要に応じて市町社協担当者会議を開催する。

(活動拠点)

第3条 被災地社協は、災害発生後、迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターを設置するよう努める。

2 災害ボランティアセンターの設置に際しては、行政及び関係機関等と連携し活動の拠点を定める。

(支援内容)

第4条 協定第4条に定める支援の社協職員等の派遣の際には、名札等により、その身分を明らかにする。

2 支援職員等は、災害の状況に応じ、必要な機材等を携行する。

(経費の負担等)

第5条 協定第6条に定める社協職員の派遣旅費、食糧費、救援活動で使用する機材等の経費は、原則として支援した社協が負担する。

(県外からの支援)

第6条 県社協は、県外からの支援が必要と判断した場合は、被災地社協と協議のうえ、全社協及び四国ブロック幹事県社協に職員の派遣等を要請する。

(その他)

第7条 この実施細目に定めのない事項は、県社協と市町社協が協議をして定める。

附則

1 この実施細目は、協定の発効する日から適用する。

愛媛県災害ボランティアファンド 給付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益信託愛媛県災害ボランティアファンド信託契約（以下「信託契約」という。）

第41条第1項の規定に基づき、信託契約第6条に定める事業に係る助成金の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の支給を認める災害)

第2条 信託契約第1条の規定による災害のうち、助成金の支給を認める災害は、次の各号に掲げる災害とする。

- (1) 災害救助法が適用された県内の市町における災害
- (2) 大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故が原因により生じた災害であって、信託契約第12条第1項の規定に基づき、公益信託愛媛県災害ボランティアファンド運営委員会（以下「運営委員会」という。）から助成金の支給が勧告された災害

(助成金の支給対象者)

第3条 信託契約第6条各号に掲げる事業に係る助成金の支給対象者は、次の者とする。

- (1) 愛媛県社会福祉協議会が設置した愛媛県災害救援ボランティア支援本部の代表者
- (2) 市町に設置した市町災害救援ボランティア支援本部の代表者

(助成金の支給額)

第4条 信託契約第6条各号に掲げる事業に係る助成金の支給額は、同第21条の収支予算の範囲内において、次の各号に掲げる災害ごとに、次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 第2条第1号に規定する災害のうち、震度6強以上を観測した市町における地震による災害 300万円の範囲内で支給対象者が必要と認めた額
- (2) 第2条第1号に規定する災害のうち、前号以外の災害 200万円の範囲内で支給対象者が必要と認めた額
- (3) 第2条第2号に規定する災害 信託契約第12条第1項の規定に基づき運営委員会から勧告のあった支給額

2 信託契約第6条に規定する事業に要した費用が前項各号に掲げる支給額を上回る場合であって、運営委員会が適当と認めた場合は、同項の規定に関わらず、適当と認めた額を支給額とする。

(助成金の給付申請)

第5条 支給対象者は、前条第1項各号の規定による助成金の支給を受けようとするときは、愛媛県災害ボランティアファンド助成金給付申請書（様式第1号）を受託者に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により助成金の支給を受けようとする支給対象者は、愛媛県災害ボランティアファンド助成金給付変更申請書（様式第2号）を受託者に提出しなければならない。

(受託者の調査)

第6条 受託者は、必要があると認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査をすることができる。

(助成金の給付)

第7条 受託者は、信託契約第22条の規定により、助成金の支給対象者、支給額を決定したときは、速やかに請求金額を一括して口座振込により、請求者に給付するものとする。ただし、口座振込が困難と認められる場合は、別の方法により給付することができる。

(報告書の提出)

第8条 前条の規定による助成金の支給を受けた者は、信託契約第6条に定める事業が完了したときは、愛媛県災害ボランティアファンド災害救援活動実績報告書(様式第3号)を事業完了後2月以内に受託者に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第9条 受託者は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を確認し、助成金の額を確定するものとする。

2 受託者は、助成金の額の確定に際して、確認のため必要と認める場合は助成金の支給を受けた者に対して、帳簿などの写しの提出又は閲覧を求めることができる。

3 受託者は、助成金の額の確定の結果、過払いが生じたときは、助成金の支給を受けた者にその金額の返還を請求し、助成金の支給を受けた者は、当該請求のあった日から15日以内に、過払い分に相当する額を返還しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 受託者は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給した助成金の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、助成金の支給を受けたことが判明したとき。

(2) 助成金をその目的以外のために使用したとき。

(助成金受給の辞退)

第11条 受益者は、何時でも助成金受給の辞退を申し出ることができる。

(実施細則)

第12条 この規程の実施について必要な事項は、運営委員会の協議により決定する。

(疑義の決定)

第13条 この規程に定めのない事項又はこの規定の各条項に照らし、その適用に疑義を生じた事項については、運営委員会の協議により決定する。

附 則

この規程は、平成18年6月28日から施行する。

年 月 日

公益信託愛媛県災害ボランティアファンド
受託者 株式会社伊予銀行 殿

申請者：

愛媛県災害ボランティアファンド助成金給付申請書

標記助成金の給付を受けたく、次のとおり申請いたします。

なお、第9条第3項及び第10条の規定に基づく返還金が確定した場合は、これを返還いたします。

記

- 1 給付申請金額 金 円
- 2 事業の目的
- 3 事業計画書（別紙1）
- 4 事業費支出見込額内訳表（別紙2）
- 5 助成金の払込先

銀行・信用金庫 信用組合 (○で囲む)		営業部・支店・支社 支所・出張所 (○で囲む)
普通預金	口座番号	
口座名義	(ふりがな)	

(注) 第2条第1号に掲げる災害については、事業計画書及び事業費支出見込額内訳表の添付を省略することができる。

(別紙1)

事業計画書

1 災害の内容（名称）

2 支援本部設置日

3 被害の状況

4 災害救援活動計画等の内容

(1) 支援本部の人員配置予定

(2) 事業活動予定期間

(3) 災害救援活動計画の内容

① 救助活動に必要な資機材等の確保に関すること

② 災害救援活動に関すること

③ その他目的を達成するために必要な事業

(別紙2)

事業費支出見込額内訳表

(単位：円)

区 分		支出見込額	積算内訳
資機材等の確保に要する 経費	備品購入費		
	修繕費		
	消耗品費		
	その他		
災害救援活動に要する経 費	通信費		
	交通費		
	光熱水費		
	保険料		
	食料費		
	その他		
その他			
合 計			

年 月 日

公益信託愛媛県災害ボランティアファンド
受託者 株式会社伊予銀行 殿

申請者：

愛媛県災害ボランティアファンド助成金給付変更申請書

年 月 日付けで申請した愛媛県災害ボランティアファンド助成金給付申請書については、給付額を次のとおり変更したいので申請いたします。

記

1	変更給付申請額（①）	金	円
	既給付申請額（②）	金	円
	差引（①－②）	金	円

2 変更の理由

3 事業計画書（別紙1）

4 事業費支出見込額内訳表（別紙2）

（注）第2条第1号に掲げる災害であって、当初の申請（様式第1号）において、事業計画書及び事業費支出見込額内訳表の添付を省略した場合は、3、4に掲げる事業計画書及び事業費支出見込額内訳表に替えて、様式第1号の別紙1及び別紙2を添付すること。

(別紙1)

事業計画書

1 支援本部の人員配置予定

(変更前)

(変更後)

[変更の理由]

2 事業活動予定期間

(変更前)

(変更後)

[変更の理由]

3 災害救援活動計画の内容

(変更前)

(変更後)

[変更の理由]

(別紙2)

事業費支出見込額内訳表

(単位：円)

区 分		支出見込額	積算内訳
資機材等の確保に要する 経費	備品購入費		
	修繕費		
	消耗品費		
	その他		
災害救援活動に要する経 費	通信費		
	交通費		
	光熱水費		
	保険料		
	食料費		
	その他		
その他			
合 計			

公益信託愛媛県災害ボランティアファンド
受託者 株式会社伊予銀行 殿

申請者：

愛媛県災害ボランティアファンド災害救援活動実績報告書

年 月 日付けで給付決定を受けた愛媛県災害ボランティアファンドについて、給付規程第8条の規定により、次のとおり活動実績を報告します。

記

- 1 事業費支出済額内訳書（別紙1）
- 2 事業実績（別紙2）

（添付書類）

- ・領収書等支出の根拠を証する書類

(別紙1)

事業費支出済額内訳表

(単位：円)

区 分		支出済額	精算内訳
資機材等の確保に要する 経費	備品購入費		
	修繕費		
	消耗品費		
	その他		
災害救援活動に要する経 費	通信費		
	交通費		
	光熱水費		
	保険料		
	食料費		
	その他		
その他			
合 計			

(別紙2)

事業実績

1 災害の内容（名称）

2 被害の状況

3 災害救援活動計画等の内容

(1) 支援本部の人員配置

(2) 事業活動期間

(3) 災害救援活動実績

① 救助活動に必要な資機材等の確保に関すること

② 災害救援活動に関すること

③ その他目的を達成するために必要な事業

災害ボランティアファンドの助成金申請手続き

災害発生及びボランティアの状況	県	災害ボランティアファンド	災害救援ボランティア支援本部
<p style="text-align: center;">(災 害 発 生)</p>	災害対策本部設置		
ボランティア支援本部立ち上げ	<p>災害救助法適用決定</p>	<p>ボランティア支援本部設置を確認</p> <p>助成金給付申請書の受理、助成金交付決定</p>	<p>事前連絡 手続確認②</p> <p>ボランティア支援本部立ち上げ(ボランティアの募集、被災住民ニーズ調査等ボランティア活動支援準備)</p> <p>助成金給付申請書(様式第1号)の提出。風水害 200万円、大地震の場合は 300万円以内。(添付書類不要。)</p>
ボランティア活動開始		<p>助成金給付変更申請書受理。運営委員会を開催、助成額を決定。</p>	<p>ボランティア保険への加入、資材の購入、電話回線の敷設を行い、ボランティアセンターの活動開始。</p> <p>風水害 200万円、大地震災害で 300万円を超える場合は、助成金給付変更申請(様式第2号)を提出。事業変更計画支出見込額の内訳表の添付が必要。</p>
ボランティア活動終了		<p>実績報告書の受理。助成金の確定。</p>	<p>実績報告書(様式第3号)の提出(領収書等支出の根拠となる書類を添付)。助成金の精算(返還金を生じる場合)</p>

注：災害救助法が適用されない事故災害の場合、助成金給付申請は⑤以降の手順となる。

各機関の連絡先

愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課 TEL 089-912-2386 FAX 089-921-8004

伊予銀行本店営業部法人営業部 TEL 089-941-1141 FAX 089-931-1081

(公益信託愛媛県災害ボランティアファンド事務局)

愛媛県社会福祉協議会地域福祉班 TEL 089-921-8912 FAX 089-921-5289

愛媛県共同募金会災害支援制度運営要綱

1 制度制定の経緯

都道府県共同募金会（以下、「県共募」という。）及び中央共同募金会（以下、「中央共募」という。）は、阪神淡路大震災をきっかけとして、災害時に支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ（以下「NPO」を含む。）に対する支援資金の必要性を共感し、共同募金会の総意をもって、平成10年県共募及び中央共募に、「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度」を創設した。

こうした共同募金会の取り組みを踏まえて、社会福祉法が平成12年6月に公布・施行された際に、災害の発生その他特別の事情があった場合に備えて、「準備金」として制定され、県共募は、募金の一部を準備金として積み立て、災害の発生その他特別の事情があった場合には、準備金の全部又は一部を他の県共募に拠出することができることが規定された。

準備金の法制化を受けて、中央共募は「21世紀における共同募金運動指針（その1）」として共同募金運動の指針を策定した際に、指針のひとつとして「災害時に即応できる『準備金』の運営を行う。」とする準備金運営に係る当初の方針を県共募へ示した。

2 制度の目的

国内において災害が発生し、準備金の配分及び拠出が必要になる場合、本運営要綱に基づき全国で統一した運営を図って、被災県共同募金会（以下、「被災県共募」という。）における準備金の支出、さらには、中央共募を調整機関として、他県共募が被災県共募に拠出を行い、被災県共募による支援が迅速かつ適切に行われることを目的として本運営要綱を制定するものである。

3 実施主体

実施主体は、各都道府県共同募金会とする。

4 実施要領の策定

本運営要綱の運用に際しては、別途「災害支援制度実施要領」を策定する。

5 対象とする災害

災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する災害及び厚生労働省令（社会福祉法施行規則第三十七条）で定める次の災害とする。

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号）第一条第一項に規定する災害
- (2) 被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）第一条第二号又は第三号に規定する自然災害

6 対象とする団体等

- (1) 災害支援・救援活動を行うボランティア団体・グループ
- (2) 市町村段階等で活動拠点事務所を設置したボランティア団体・グループ及び社会福祉施設
- (3) 都道府県段階で災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり設置した活動拠点事務所

7 支援資金

支援資金は、県共募が積み立てた「準備金」を充当する。

8 準備金

(1) 準備金の積み立て

準備金は、社会福祉法施行規則に基づき、共同募金の寄附金の額に次に掲げる割合のうち、いずれか低い割合を乗じて得た額を限度として積み立てることができる。

① 百分の三

② 当該共同募金会の寄附金の額に占める法人からの寄附金の額の割合

(2) 準備金積み立ての制限

社会福祉法施行規則に基づき、積み立てて3年が経過した準備金は、当該県共募の区域内において社会福祉を目的とする事業を営業者に配分する。

9 被災県共募に対する準備金拠出の手順

(1) 被災県共募における準備金の支出

準備金の支出を必要とする災害が発生したとき、当該支出額等自県内でのみ対応ができると判断した場合は、被災県共募における準備金の支出により対応するものとする。

(2) ブロック内県共募における準備金の拠出

準備金の拠出を必要とする災害が発生したとき、準備金推計必要額（支援に必要と勘案される額）が、被災県共募の準備金積立額を上回る場合にあっては、その上回る額について、被災県共募の属するブロック内県共募が、保有する準備金の中から被災県共募へ拠出するものとする。

(3) 被災県共募の属するブロックに隣接するブロック内県共募における準備金の拠出

準備金の拠出を必要とする災害が発生したとき、準備金推計必要額が、被災県共募と被災県共募の属するブロック内県共募の拠出する準備金合計額を上回る場合にあっては、その上回る額について、ブロックに隣接するブロック内県共募が、保有する準備金の中から被災県共募へ準備金を拠出するものとする。

(4) 全国の県共募における準備金の拠出

準備金の拠出を必要とする災害が発生したとき、準備金推計必要額が、被災県共募と被災県共募が属するブロック内県共募及び被災県共募が属するブロックに隣接するブロック内県共募が拠出する準備金合計額を上回る場合にあっては、その上回る額について、準備金を拠出した県共募を除く全国の県共募が、保有する準備金の中から被災県共募へ拠出するものとする。

(5) 拠出を受けた準備金に余剰が生じた場合の返還

被災県共募における準備金の精算に際し、被災県共募が他県共募から拠出を受けた準備金に余剰が生じた場合、被災県共募は拠出した他県共募の拠出額に応じて、準備金の余剰金を返還するものとする。

10 支援資金の使途及び配分基準

(1) 被災地におけるボランティア活動に関わる経費

(2) 被災地を中心とした災害ボランティア等の活動拠点事務所に関わる経費

(3) 公費補助の対象とならない福祉施設における福祉支援に関わる経費

(4) 公費補助の対象とならない福祉施設の整備・設備費に関わる経費

(5) 配分基準は「災害支援制度の細目及び基準」によるものとする。

1 1 支援資金の交付

支援資金は、上記「10」に基づき、被災県共募が交付するものとする。

1 2 拠出された準備金の管理・運営

県共募から拠出された準備金の管理・運営は、被災県共募配分委員会の承認を得た後、被災県共募が行うものとする。

1 3 配分委員会の役割

(1) 被災県共募における配分委員会の役割

- ① 配分の用途及び配分額の承認
- ② 準備金の支出の承認
- ③ 他県共募からの準備金受け入れの承認
- ④ 返還が生じた際の準備金返還の承認

(2) 他県共募における配分委員会の役割

- ① 被災県共募への準備金拠出の承認

附 則

(施行期日等)

1. 本制度は、平成15年3月26日に制定し、平成15年4月1日から施行する。
2. 「大規模災害に即応するボランティア活動支援資金制度」(平成9年8月11日制定)は、廃止する。

災害支援制度申請書類

【災害ボランティアセンター、ボランティア団体・グループが「活動拠点事務所」で申請する場合】

- ① 活動拠点事務所支援資金申請書
- ② 活動拠点事務所設置概要
- ③ 活動拠点事務所経費概要
- ④ 活動拠点事務所精算書

〈 様式 2 - ① 〉

活動拠点事務所支援資金申請書

発番号	
年 月 日	平成 年 月 日

社会福祉法人 共同募金会 殿

①団体・グループ名	
②代表者氏名	

「災害支援制度」による『活動拠点事務所』の支援資金の交付をお願いいたしたく、関係書類を添えて申請いたします。

1. 申請額

金										円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

2. 支援資金の交付を受ける際の銀行口座または郵便振替口座

_____銀行 _____支店（普）口座番号 _____ 名義 _____

郵便振替 口座番号 _____ 名義 _____

3. 添付書類

- ① 活動拠点事務所設置概要 〈 様式 2 - ② 〉
- ② 活動拠点事務所経費概要 〈 様式 2 - ③ 〉
- ③ 活動拠点事務所設置（借用）概要に係る契約書・見積書

活動拠点事務所設置概要

1 申請団体・グループの概況	① 団体・グループ名	[団体・グループ名] [代表者氏名]	② 所在地	〒 電話番号 Fax 番号 E-Mail
	③ 連絡先	連絡担当者（連絡先が②所在地と異なる場合は住所・電話番号等を記入してください。）		
	④ 会員数	名	⑤ 発足年月日	
2 活動拠点事務所の概要	⑥ 設置の必要性	具体的に記入してください。		
	⑦ 設置期間	平成 年 月 日 ～ 年 月 日 日間 (断続的に設置した場合はそれぞれ設置した期間を記入してください。)		
	⑧ 設置場所	具体的に記入してください。		
	⑨ 活動の内容	活動拠点事務所で行う活動の内容を箇条書きで記入してください。 (ボランティアグループの取りまとめを行い申請する場合にはこの欄に記載してください。)		

〈 様式 2 - ③ 〉

活動拠点事務所経費概要

	必要とする項目	必要経費額	摘要
① 事務所設置費			
② 事務所設備整備費			
③ ボランティア研修会・コーディネート経費			
④ 備品・消耗品費			
⑤ 光熱水費・電話代			
⑥ ボランティアグループの取りまとめ申請経費			
⑦ その他			
合計金額			

[記入上の留意事項]

- ア. ①事務所設置費には、事務所賃貸料、敷金、礼金、駐車場の確保等設置に係る経費を記入する。
- イ. ②事務所設備整備費には、事務所の改装、冷暖房、電話等の設置費等設備整備に係る経費を記入する。
- ウ. ③ボランティア研修会・コーディネート経費には、災害支援ボランティア研修会及びコーディネーター等の経費を記入する。
- エ. ④備品・消耗品費には、事務所関連備品・印刷費等の購入または借上げ、事務消耗品類の購入に係る経費を記入する。
- オ. ⑤光熱水費には、電気、ガス、上下水道、電話等の経費を記入する。
- カ. ⑥ボランティアグループとりまとめ申請費用には、ボランティアグループの当事務所に係る活動の内容と経費を記入する。

〈 様式 2 - ④ 〉

活動拠点事務所精算書

発番号	
年月日	平成 年 月 日

社会福祉法人 共同募金会 殿

団体・グループ名	
代表者氏名	

「災害支援制度」の支援資金の交付を受けて実施した「活動拠点事務所」について、下記により関係書類を添付して精算します。

概算払額	精算金額	差引増減額

添付書類

- (1) 活動拠点事務所に係る収支決算書
- (2) 活動拠点事務所に係る各領収書

【共同募金会災害支援制度の細目及び基準（中央共同募金会ホームページから抜粋）】

1 ボランティア団体・グループ（以下「NPO」を含む。）が「ボランティア活動」で申請する場合

支援資金額	100万円以内
支援資金交付の条件	○ボランティア団体・グループに対して交付する。 ○災害発生時から6か月以内のボランティア活動を対象とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ○5名以上のボランティアによって構成されていること。 ○被災地において原則として延5日間以上のボランティア活動を行ったこと。
対象経費	○被災地におけるボランティア活動に要する交通費 ○ボランティア活動に要する機材・工具類の購入又は借上げ ○ボランティア活動に要する事務消耗品等の購入 ○車両の借上げ、ガソリン代金、有料道路通行料、駐車料金 ○炊出し・配食の食材の購入及び機材・食器類の購入又は借上げ ○ボランティア保険料（ボランティア活動保険、天災危険保障プランに係る全国社会福祉協議会が定める基準額の範囲内）
対象外の経費	旅費（出発地から被災地までの交通費等）・宿泊費・食費は対象外
支援対象活動の例示	○避難所で炊出し及び配食の活動を行う。 ○児童・老人・障害者等の安否確認や関係機関への連絡を行う。 ○救援物資の仕分け・配分及び配達を行う。 ○老人・障害者等の世帯における家屋の補修等を行う。 ○老人・障害者等の入浴や介護の支援を行う。老人・障害者等の病院等への移送支援を行う。 ○児童・老人・障害者等の理容・美容サービスを行う。 ○避難場所、仮設住宅等において乳幼児の保育を行う。 ○医師、看護師による医療相談を行う。 ○ケースワーカー、民生委員等による生活相談を行う。 ○被災した外国人への通訳や各種の相談を行う。

2 災害ボランティアセンター、ボランティア団体・グループが「活動拠点事務所」で申請する場合

支援資金額	300万円以内
支援資金交付の条件	○災害ボランティアセンター、ボランティア団体・グループに対して交付する。 ○市町村規模若しくはそれに相当するボランティアセンター、ボランティア団体とする。 ○被災地の災害対策本部と活動拠点事務所設置について連携が取れていること。 ○災害発生時から6ヶ月以内の範囲の活動を対象とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。 ○概算払い、終了時精算払いとする。
対象経費	○活動拠点用事務所の備品・機材・機器の購入又は借上げ費用 ○活動拠点用事務所の事務用品等消耗品費の購入 ○活動拠点用事務所の光熱水費、電話・ファックス・印刷等の経費 ○交付条件に満たないボランティア団体・グループが災害ボランティア活動を行い、ボランティアセンターとして取りまとめ支出した際の経費 ○活動拠点用事務所の借上げ費用
支援対象活動の例示	○ボランティア活動拠点の場とする。 ○広報誌や情報誌の発行等各種の情報提供の場とする。 ○ボランティアをコーディネートするための講習会や連絡調整を行う場とする。

<注> 災害ボランティアセンター及び都道府県社会福祉協議会並びに日本赤十字社支部が中核となり県段階の活動拠点事務所を設置したときは、特に認められる場合、この基準にかかわらず、必要とする資金を支援する。

共同募金会 災害支援制度実施要領

1. 目的

本実施要領は、災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立上げ、あるいは損壊した福祉施設の建物・設備の復旧等を支援するため、「災害支援制度運営要綱」に基づき、被災県共同募金会（以下、「被災県共募」という。）における準備金及び他県共同募金会（以下、「他県共募」という。）から拠出された準備金を適切かつ有効に活用するため、必要な事項を定めるものとする。

2. 対象とする活動及び経費

- (1) ボランティア活動に関する経費（以下、「災害ボランティア活動」という。）
 1. 被災地域における炊出しや飲食物の提供及び生活必需品の給付・貸与を行うための活動
 2. 被災地域における健康や生活相談等の活動
 3. 被災世帯・者の安否確認のための広報や調査を行う活動
- (2) 災害ボランティアセンター、ボランティア団体（以下、「NPO」を含む。）の活動拠点事務所に関わる経費（以下、「活動拠点事務所」という。）
 1. 活動拠点事務所の設置に伴う事務所立上げのための経費
 2. 活動拠点事務所の設置に伴う事務所借上げのための経費
 3. 活動拠点事務所の設置に伴う事務所の維持・管理費、経常経費
 4. 活動拠点事務所の設置に伴う事務所の整備・設備費
- (3) 公費補助の対象とならない福祉施設における福祉支援に関わる経費（以下、「活動拠点施設」という。）
 1. 社会的に支援を要する方々を福祉施設等に一時的に受入れ支援活動するための経費
 2. 福祉施設等が社会的に支援を要する方々のために、地域の活動拠点施設として活動するための経費
- (4) 公費補助の対象とならない福祉施設における整備・設備費等の経費（以下、「破損復旧施設」という。）
 1. 被災して破壊・破損した福祉施設の一時的立て替え及び応急修理など整備に要する経費
 2. 被災して破壊・破損した設備の買い替え及び応急修理等に要する経費
- (5) 破壊・破損した福祉施設利用者の一時的避難のために要する経費（以下、「臨時避難施設」という。）
- (6) 被災県共募の配分委員会において特に必要と認める経費

3. 災害支援制度の細目及び基準

上記「2」に基づく「災害支援制度の細目及び基準」は別表のとおりとする。

4. 支援資金の申請の際必要な書類等

- (1) 「災害ボランティア活動」
 1. 災害ボランティア活動支援資金申請書
 2. 災害ボランティア活動報告書
 3. 災害ボランティア活動経費内訳
 4. 災害ボランティア活動証明書
 5. 活動に要した経費の領収書等
- (2) 「活動拠点事務所」
 1. 活動拠点事務所支援資金申請書
 2. 活動拠点事務所設置概要
 3. 活動拠点事務所経費概要
 4. 活動拠点事務所設置（借用）概要に係る契約書・見積書
- (3) 「活動拠点施設」
 1. 活動拠点施設支援資金申請書
 2. 活動拠点施設設置概要
 3. 活動拠点施設経費概要
 4. 活動拠点施設に係る契約書・見積書
- (4) 「破損復旧施設」
 1. 破損復旧施設支援資金申請書
 2. 破損施設破損概要
 3. 破損復旧施設経費概要
 4. 破損復旧施設に係る契約書・見積書
- (5) 「臨時避難施設」
 1. 臨時避難施設支援資金申請書

2. 臨時避難施設避難概要
 3. 臨時避難施設経費概要
 4. 避難所設置（借用）概要に係る契約書・見積書
 - (6) 被災県共募の配分委員会において特に必要と認める対象
 - ① 「被災県共募の配分委員会において特に必要と認める対象」の申請に際しては、上記（1）、（2）、（3）、（4）、（5）を適宜準用する
5. 支援資金の対象期間、申請期間、審査・決定、交付等
- (1) 対象期間
支援資金の対象とする期間は災害発生時から6か月以内の範囲とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。
 - (2) 申請期間
支援資金を申請する時期は上記対象期間に連動するものとする。ただし、災害の状況に応じて申請期間を延長することができる。
 - (3) 審査・決定
被災県共募の配分委員会において審査し、決定する。
 - (4) 支援資金の交付
当該被災県共募は、支援資金の交付が決定した場合は、直ちに申請者へ通知し、決定支援額を交付するとともに、原則として指定された銀行口座等に振込むものとする。
 - (5) 概算払いの精算
概算払いにて支援資金を交付した「活動拠点事務所」、「活動拠点施設」、「破損復旧施設」、「臨時避難施設」については、終了した後速やかに「活動拠点事務所精算書」、「活動拠点施設精算書」、「破損復旧施設精算書」、「臨時避難施設精算書」の提出を申請者から求め、概算払いの精算を行う。
 - (6) 支援資金の返還
申請内容に虚偽があった場合や、支援資金の不正な使用が行われた場合は、決定を取り消し、支援資金の返還を求めるものとする。
6. 中央共同募金会の役割
- 中央共同募金会（以下、「中央共募」という。）は、本制度の対象となる災害が発生した場合、被災の状況、災害支援ボランティアの登録や活動拠点事務所・活動拠点施設立上げの状況等を把握し、被災県共募及び被災県共募が属するブロック幹事県共募と協議して、準備金推計必要額（支援に必要と勘案される額）を勘案して、災害支援制度運営要綱の「9 被災県共募に対する準備金拠出の手順」に基づき、他県共募から被災県共募へ拠出する準備金拠出について調整を行う。
7. 事務局態勢の確立
- (1) 被災県共募における事務局態勢の確立
 1. 当該県において本制度の対象となる災害が発生した場合、当該被災県共募に、必要に応じて、被災県共募、被災県共募が属するブロック幹事県共募及び中央共募により「対策委員会」を設置する。
 2. 「対策委員会」等において、当該被災県共募の事務局態勢にて共同募金に係る業務の執行が困難と判断された場合は、他県共募からの支援を求め、事務局態勢の確立を図るものとする。
 - (2) 他県共募からの支援による事務局態勢の確立
 1. 他県共募からの支援による事務局態勢は、第一段階では被災県共募が属するブロック内県共募、第二段階では被災県共募の属するブロック内県共募に隣接するブロック内県共募、第三段階では以下、ブロック内他県共募を中心に同心円状に県共募からの事務局支援を求め、被災県共募における事務局態勢の確立を図るものとする。
 2. 他県共募から被災県共募に対する事務局支援に際しては、中央共募がその調整を行うものとし、中央共募から被災県共募への事務局支援要請があった他県共募は、可能な限りその要請に応えるものとする。
8. 準備金の管理・運営
- (1) 被災県共募における準備金の管理・運営
準備金の管理・運営は、「災害等準備金特別会計」を設け、共同募金配分会計と区別し、準備金の積立て、支出、繰り越し、取り崩し、他県共募からの準備金の受入れ、配分等を明確にしておかなければならない。
 - (2) 各県共募における準備金の管理・運営
準備金の管理は、「災害等準備金特別会計」を設け、共同募金配分会計と区別して、準備金の積立て、支出、繰り越し、取り崩し、被災県共募への準備金の拠出等を明確にしておかなければならない。

全国社会福祉協議会 福祉救援活動資金援助制度運営要綱

第1条（目的）

この制度は、災害の発生により被害をうけた地域において、都道府県・指定都市社会福祉協議会が市区町村社会福祉協議会と連携し取り組む救援活動及び、ブロック内社会福祉協議会の合同本部の設置等に対して、緊急かつ即応的に要する初動体制の費用の一部を支援するため、別表に定める資金援助をすることを目的とする。

第2条（対象災害）

原則として、災害対策基本法に定義され、かつ、災害救助法が適用された災害が発生した場合を対象とする。

第3条（支給対象）

支給の対象は次のとおりとする。

- 1 災害により被害を受けた地域において市区町村社会福祉協議会と連携し救援活動を行う都道府県・指定都市社会福祉協議会及びブロック内社会福祉協議会の合同本部の設置等の活動を原則とする。なお支給する資金の用途については柔軟な性質のものとし、援助先の決定を原則とする。
- 2 地域福祉推進委員会の要請を受けて災害対応を目的として派遣される職員にかかる傷害保険料。なお、労働災害保険で対応できない場合に限る。

第4条（支給決定）

地域福祉推進委員会正副委員長の合議により決定し、常任委員会に報告する。なお、すみやかな決定のために、全国社会福祉協議会若しくは近隣の社会福祉協議会の職員が早急に現地調査をし、その報告による状況も参考とする。

- ・別表の金額は資金の都合上増減することができる。
- ・本要綱に定めのない事項についてはその都度常任委員会において協議する。

第5条（拠金の集め方と常備）

資金の募集は、地域福祉推進委員会が都道府県・指定都市社会福祉協議会ならびに市区町村社会福祉協議会に対して目標を定め一斉に行い、平常時より備えておくこととする。

〔別表：支給基準額〕

支給基準	500万円を限度とし救援活動の規模により決定する。
------	---------------------------

付 則 平成9年3月13日制定 平成9年4月1日施行
平成17年4月1日改正

愛媛県社会福祉協議会 災害ボランティア資機材等の貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、災害ボランティアセンターや災害ボランティア団体等（以下「ボランティア団体等」という。）が行う災害ボランティア活動や災害ボランティアの育成事業等を支援するため、災害ボランティア活動資機材等（以下「資機材等」という。）を貸出することを目的とする。

(対象者)

第2条 貸出し対象者は、次のボランティア団体等とする。

- (1) 県内の災害ボランティアセンターを運営する団体
- (2) 県内に災害ボランティア団体
- (3) 県内の市町
- (4) その他知事が特に認めた団体

(貸出資機材等)

第3条 貸出す資機材等は、別紙1のとおりとする。

(貸出方法)

第4条 貸出しを受けようとするボランティア団体等は、貸出申請書に所定の事項を記入し、愛媛県保健福祉部管理局保健福祉課長（以下「課長」という。）の許可を受けなければならない。

2 貸出しの許可を受けたボランティア団体等（以下「使用者」という。）は、必要事項（取扱い方、作動確認）について説明を受けるものとする。

(期間)

第5条 貸出期間は、1か月以内とする。但し、使用者があらかじめ、課長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 申込者が多数の場合は、保健福祉課福祉振興係長が調整するものとする。

(破損、紛失)

第6条 使用者は、貸出しを受けた資機材等を損傷し、又は紛失した場合は、速やかに課長に届けなければならない。

2 前項の損傷又は紛失の理由が、使用者の管理が不十分なため生じたものであるときは、課長は当該使用者に対し、損害の実費を弁償させることができる。

(費用の負担)

第7条 資機材等の使用は、無償とする。但し、資機材等の貸出し、返却及び使用に当たって必要な燃料代、消耗品等の経費については、使用者の負担とする。

(管理等)

第8条 資機材等の保管は、管理業務を受託している愛媛県社会福祉協議会が行うものとし、貸出しは、保健福祉課の職員が行うものとする。

(転貸の禁止)

第9条 使用者は、貸出しを受けた資機材等を転貸してはならない。

平成 年 月 日

愛媛県保健福祉部管理局
保健福祉課長 殿

申請者
住 所
団体名
代表者

印

災害ボランティア資機材等貸出申請書

1 目的

2 資機材等及び数量

3 使用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 返却（予定）期日

平成 年 月 日

5 使用場所

6 上記資機材等の借受に当たっては、貸出許可条件に従い使用します。

平成 年 月 日

殿

愛媛県保健福祉管理局
保健福祉課長

災害ボランティア資機材等貸出許可書

1 目的

2 資機材等及び数量

3 使用期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 使用場所

5 許可に当たっての条件

災害ボランティア資機材等一覧表（第1条）

資機材等名	規格等	数量	備考
発電機	ホンダEU24i	1	
投光器	シバタリフレクターST300TD	2	
高圧洗浄機	ケルヒャーHD4-8	1	
高圧洗浄機	ケルヒャーK520M	1	
寝袋	コールマンイーグルネスト 84×190cm	5	
テント	ロッキー&ホッパー RH30NCS	1	
トランシーバー	ユピテル CT560	4	

大規模災害時のボランティア活動保険加入について (大規模災害マニュアル)

1 大規模災害とは

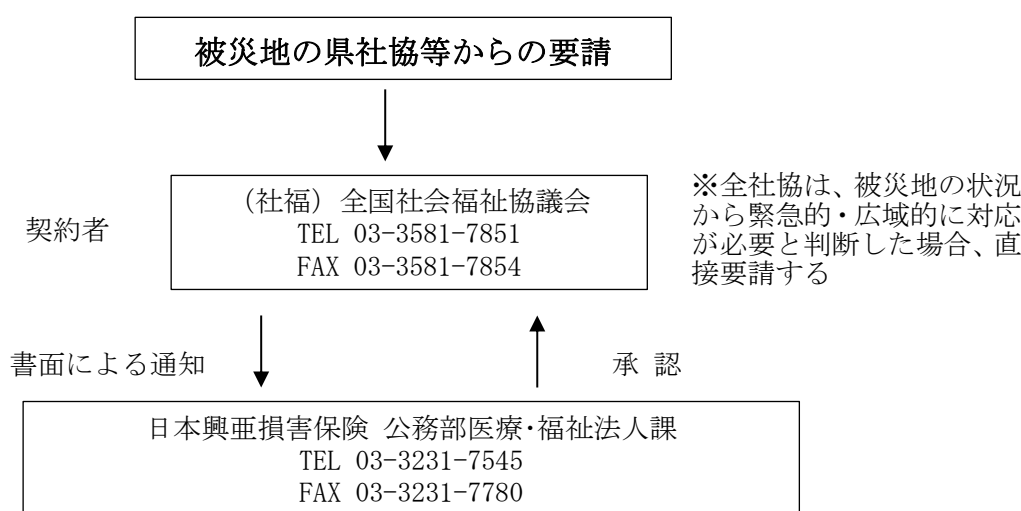
台風・地震・噴火・津波などの災害により被害が広く、大きく発生したため、災害対応などのボランティア活動に緊急性がある事態を言います。

2 大規模災害時ボランティアの承認の流れ

ボランティア活動保険の特約では、次のとおり定められています。

災害対応等活動内容に緊急性があると保険契約者が認めて書面によりその旨を当会社に通知し、当会社がこれを承認した活動を行う被保険者については、当会社の当該被保険者に対する保険責任期間は、所定の加入申込書記載の加入手続き完了日時から保険期間終了時までとします。

【災害時ボランティア承認フロー図】



3 通常の加入方法との違い

(1) 補償開始

通常であれば、加入申込手續の完了した日の翌日午前0時から保険開始となりますが、災害時ボランティアの場合には、即時の保険開始となります。

また、通常のボランティア活動についても、加入年度末まで補償されることとなります。

(2) 加入申込

①通常であれば、ボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会にて加入申込を行いますが、災害時ボランティアの場合には、被災地の社会福祉協議会での加入申込も可とします。

②全社協より通知する特例による災害支援活動については、ボランティア自身が所属または居住する最寄りの社会福祉協議会にて加入申込ができることとなります。

4 大規模災害時の事務処理要領

(1) 災害ボランティア活動に対するボランティア活動保険の取扱いは、加入申込手續完了直後から補償開始するものとします。加入報告等の右上（日付のすぐ下）に「大規模災害と追記し、通常の加入分と区別して作成してください。加入（希望）者には社協または行政から「パンフレット」を配布するよう手配してください。

また、「ボランティア活動保険に関する留意点」【次ページ】を社協に配布し、確認事項を徹底してください。

(2) 社会福祉協議会の災害ボランティア受け入れ体制を確認してください。行政が、災害対策本部等を設置し、社会福祉協議会が協力してボランティアを受け入れる場合もありますので、行政と連携をとってご対応ください。

5 事故時の対応について

(1) 災害ボランティア活動中の保険事故発生の際は、事故報告書と加入時の加入申込書のコピーを取り付け、迅速な事故処理をお願いします。

また、大規模災害時における事故支払について集計を行いますので、日本興亜損保公務部医療・福祉法人課宛に事故報告書をFAX してください(FAX 03-3231-7780)。

(2) 全社協より通知する特例による「災害支援活動」に参加するため、所属または居住する最寄りの社会福祉協議会（全社協のボランティア活動保険を取扱っている）で加入した方が、被災地で事故等にあつた場合の「事故確認書」の作成については、加入地の社協は、被災地社協にご確認をいただく等連携をとって対応いただきますようお願い申し上げます。

6 大規模災害マニュアルについての問い合わせ先

●株式会社 福祉保険サービス

TEL 03-3581-4667・FAX 03-3581-4763

●社会福祉法人 全国社会福祉協議会 総務部

TEL 03-3581-7851・FAX 03-3581-7854

【ボランティア活動保険に関する留意点】

①通常の「ボランティア活動保険加入申込書」または「ボランティア活動保険加入申込書（災害時用）」にて加入申込受付を行ってください。

（必要事項をもれなく記入してください。）

②本保険は、ボランティア活動中の偶然な賠償事故および急激・偶然・外来の傷害事故を補償する保険であり、本保険の内容についてパンフレット等により加入希望者に、ご周知ください。

○ボランティア自身の疾病（脳疾患・心臓疾患を含む）は補償の対象となりません。

○職業または職務に従事している間の傷害事故については補償の対象となりません。

③本保険は、任意加入であり加入希望者に加入の意思を確認の上、加入手続を行ってください。

④本保険に加入するボランティアには、ボランティア活動保険のパンフレットをお渡ししてください。

⑤災害時ボランティア活動の加入を受け付けた場合についても、「加入報告票」を作成のうえ、翌月5日締切にて日本興亜損害保険営業担当課支社にご提出ください。

その際、加入報告票の右上（日付のすぐ下）に「大規模災害」と追記し、通常の加入分と区別して作成してください。

⑥加入手続完了後、事故が起こった場合は、「加入申込書」のコピーを添付し、日本興亜損害保険の営業担当課支社に事故報告してください。

⑦災害時ボランティアの加入報告については、インターネットによる加入報告はできませんのでお手数でも必ず所定の加入報告票（紙）を起票してください。

災害時における主な連絡先

平成28年3月31日現在

関係機関名	部署名	電 話	F A X
災害救援ボランティアセンター (西予市社会福祉協議会)	代表電話	〇〇—〇〇〇〇	〇〇—〇〇〇〇
ボランティアセンター	西予市社会福祉協議会本所	72—2306	72—0024
西予市	代表電話	62—1111	
西予市災害対策本部	代表電話	〇〇—〇〇〇〇	〇〇—〇〇〇〇
西予市 総務部	危機管理課	62—6491	62—6514
西予市 福祉事務所	社会福祉課	62—6428	62—3055
西予市 福祉事務所	高齢福祉課	62—6406	62—6543
西予市 消防本部	消防総務課	62—4700	62—6581
八幡浜地区施設事務組合 消防本部 第三分署	代表電話	33—3349	
記者クラブ幹事社	〇〇〇〇新聞社	〇〇—〇〇〇〇	〇〇—〇〇〇〇
西予警察署	代表電話	62—0110	
全国社会福祉協議会	総務部	03—3581—7851	03—3581—7854
愛媛県社会福祉協議会	地域福祉課	089—921—8912	089—921—5289
愛媛県共同募金会	愛媛県総合福祉会館内	089—921—4535	089—921—4588
日本赤十字社愛媛県支部	松山市岩崎町2丁目3—40	089—921—8603	089—945—6792
愛媛県 県民環境部	防災局危機管理課	089—912—2335	089—941—0119
愛媛県 県民環境部	県民活動推進課	089—912—2305	089—933—4083
愛媛県 保健福祉部	保健福祉課(ボランティア ファント)	089—912—2386	089—921—8004
愛媛県ボランティア連絡協議会	県社協内	089—921—8912	089—921—5289
日本興亜損害保険	愛媛支店営業課 (ボランティア保険)	089—932—2235	089—932—2291
伊予銀行本店営業部	法人営業部(ボランティア ファント)	089—941—1141	089—931—1081

西予市内の指定避難場所一覧

No. 1

番号	名称	所在地	連絡先	管理担当窓口		収容人員 (人)	施設面積 (㎡)	給食 施設 の有 無	備 考
			(電 話) (F A X)	部署名	連絡先	(教室等) (体育館)	(教室等) (体育館)		
1	俵津小学校	明浜町俵津 8-316	0894650007 0894650717	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	719 654	1,438 1,308	有	H27.4～ 明浜小学校
2	狩江小学校	明浜町狩浜 2-1350	0894650503 0894650703	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	779 340	1,558 680	有	H27.3.31 閉校予定
3	高山小学校	明浜町高山甲 3420	0894640034 0894640334	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	870 271	1,740 542	有	H27.3.31 閉校予定
4	田之浜小学校	明浜町田之浜 1234-1	0894640409 0894640470	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	496 229	992 458	有	H27.3.31 閉校予定
5	明浜中学校	明浜町俵津 8-316-1	0894650004 0894650040	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	1,370 645	2,740 1,289	有	
6	旧明浜西体育館	明浜町宮野浦 甲27	—	教育部 明浜教育課	0894651291 0894641564	0 529	0 1,058	無	
7	俵津公民館	明浜町俵津 3-283	0894650001 0894650852	教育部 明浜教育課	0894651291 0894641564	289 0	577 0	有	
8	明浜老人福祉 センター	明浜町俵津 3-274	0894650001 0894650852	明浜支所 生活福祉課	0894641282 0894641285	404 0	807 0	有	
9	俵津文楽会館	明浜町俵津 2-996-2	0894651790 —	教育部 明浜教育課	0894651291 0894641564	109 0	218 0	無	
10	渡江集会所	明浜町渡江 217	—	明浜支所 総務課	0894641280 0894641285	125 0	250 0	有	
11	狩江公民館	明浜町狩浜 3-202-7	0894650301 0894650853	教育部 明浜教育課	0894651291 0894641564	175 0	350 0	有	
12	明浜高山公民館	明浜町高山 甲3678	0894641563 0894641564	教育部 明浜教育課	0894651291 0894641564	610 0	1,219 0	有	
13	明浜歴史民俗 資料館	明浜町高山 甲461-1	0894641171 —	教育部 明浜教育課	0894651291 0894641564	298 0	596 0	無	
14	宮野浦集会所	明浜町宮野浦 甲306	—	明浜支所 総務課	0894641280 0894641285	95 0	190 0	有	
15	岩井集会所	明浜町宮野浦 甲1666	—	明浜支所 総務課	0894641280 0894641285	48 0	96 0	有	
16	田之浜公民館	明浜町田之浜 甲1117-3	0894641620 0894641620	教育部 明浜教育課	0894651291 0894641564	125 0	249 0	有	
17	俵津保育所	明浜町俵津 3-274	0894650042 0894650042	明浜支所 生活福祉課	0894641282 0894641285	150 0	300 0	有	
18	高山保育所	明浜町宮野浦 甲306	0894640256 0894640256	明浜支所 生活福祉課	0894641282 0894641285	125 0	250 0	有	
19	多田小学校	宇和町河内 171-1	0894660202 0894695012	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	875 340	1,750 680	有	
20	中川小学校	宇和町田苗真 土1614-1	0894620357 0894627253	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	875 340	1,750 680	有	
21	石城小学校	宇和町西山田 164-1	0894629714 0894691126	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	899 340	1,797 680	有	
22	宇和町小学校	宇和町卯之町 二丁目145	0894620158 0894627251	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	2,500 525	5,000 1,049	有	
23	皆田小学校	宇和町皆田 1115	0894620551 0894691092	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	799 340	1,598 680	有	

番号	名称	所在地	連絡先	管理担当窓口		収容人員 (人)	施設面積 (㎡)	給食 施設の 有無	備考
			(電話) (FAX)	部署名	連絡先	(教室等) (体育館)	(教室等) (体育館)		
24	明間小学校	宇和町明間 1065-1	0894670202 0894698505	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	816 340	1,632 680	有	
25	田之筋小学校	宇和町新城982	0894620474 0894627252	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	875 340	1,750 680	有	
26	宇和中学校	宇和町下松葉 629-1	0894621265 0894621266	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	3,366 1,172	6,732 2,344	有	
27	県立 宇和高等学校	宇和町卯之町 四丁目190-1	0894621321 0894626127	宇和高等学校	0894621321 0894626127	6,121 728	12,241 1,456	有	
28	県立宇和特別 支援学校	宇和町永長 1287-1	0894625135 0894626938	宇和養校舎	0894625135 0894626938	1,376 314	2,751 627	有	
29	西予市 宇和文化会館	宇和町卯之町 三丁目444	0894626111 0894626053	教育部 文化体育振興課	0894626416 0894626591	1,660 0	3,321 0	無	
30	西予市教育保 健センター	宇和町卯之町 三丁目439-1	0894626415 0894620692	教育部 生涯学習課	0894626415 0894620692	1,043 0	2,086 0	有	
31	多田公民館	宇和町河内 91-1	0894660300 0894660300	教育部 生涯学習課	0894626415 0894620692	333 0	666 0	有	
32	中川公民館	宇和町田苗真 土2032	0894620072 0894620072	教育部 生涯学習課	0894626415 0894620692	154 0	308 0	有	
33	石城公民館	宇和町西山田 423-1	0894629445 0894629445	教育部 生涯学習課	0894626415 0894620692	165 0	330 0	有	
34	田之筋公民館	宇和町新城 979	0894620033 0894620033	教育部 生涯学習課	0894626415 0894620692	302 0	603 0	有	
35	下宇和公民館	宇和町皆田 1234-1	0894620155 0894620155	教育部 生涯学習課	0894626415 0894620692	139 0	277 0	有	
36	明間公民館	宇和町明間 3071-12	0894670011 0894670011	教育部 生涯学習課	0894626415 0894620692	245 0	490 0	有	
37	宇和児童館	宇和町神領 529-1	0894627331 0894627335	福祉事務所 社会福祉課	0894626428 0894623055	374 0	748 0	有	
38	多田保育園	宇和町河内 168	0894660303 0894660303	福祉事務所 社会福祉課	0894626428 0894623055	210 0	420 0	有	
39	石城保育園	宇和町西山田 164-1	0894629238 0894629238	福祉事務所 社会福祉課	0894626428 0894623055	219 0	437 0	有	
40	中川保育園	宇和町田苗真 土1617	0894622329 0894622329	西予総合福祉会	0894623773 0894622136	204 0	408 0	有	
41	宇和保育園	宇和町下松葉 177-1	0894622588 0894622588	西予総合福祉会	0894623773 0894622136	205 0	410 0	有	
42	うわまち東 保育園	宇和町卯之町 二丁目144	0894624301 0894624301	西予総合福祉会	0894623773 0894622136	255 0	509 0	有	
43	うわまち南 保育園	宇和町卯之町 三丁目486	0894620460 0894620460	西予総合福祉会	0894623773 0894622136	302 0	603 0	有	
44	田之筋保育園	宇和町新城 983	0894620744 0894620744	西予総合福祉会	0894623773 0894622136	204 0	407 0	有	
45	下宇和保育園	宇和町皆田 1105	0894621530 0894621530	西予総合福祉会	0894623773 0894622136	175 0	350 0	有	
46	明間保育園	宇和町明間 1068	0894670303 0894670303	西予総合福祉会	0894623773 0894622136	159 0	318 0	有	
47	野村小学校	野村町野村 11号43-1	0894720027 0894721058	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	2,354 538	4,708 1,075	有	H27.4～ (5校統合)
48	大和田小学校	野村町阿下 2号428	0894720342 0894722252	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	870 323	1,739 645	有	H27.3.31 閉校予定

番号	名称	所在地	連絡先		管理担当窓口		収容人員 (人)	施設面積 (㎡)	給食 施設の 有無	備考
			(電話) (FAX)		部署名	連絡先	(教室等) (体育館)	(教室等) (体育館)		
49	溪筋小学校	野村町鳥鹿野 870	0894750004 0894750024		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	890 254	1,780 508	有	H27.3.31 閉校予定
50	中筋小学校	野村町高瀬 4098	0894720807 0894723807		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	816 320	1,632 639	有	H27.3.31 閉校予定
51	大野ヶ原小学 校	野村町大野ヶ 原217-1	0894760360 0894760370		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	212 260	423 520	有	
52	惣川小学校	野村町惣川 3888	0894760120 0894760160		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	426 273	852 546	有	
53	野村中学校	野村町阿下 7号147	0894720026 0894721060		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	3,191 923	6,382 1,846	有	
54	県立 野村高等学校	野村町阿下 6号2	0894720102 0894720367	野村高等学校		0894720102 0894720367	3,859 829	7,718 1,657	有	
55	河成小学校 体育館	野村町予子林 5192-1	0894770021 0894770081		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	0 292	0 585	有	H27.3.31 閉校予定
56	乙亥の里	野村町野村 12号10	0894721006 0894721972		教育部 文化体育振興課	0894626416 0894626591	2,703 0	5,406 0	有	
57	野村保健福祉 センター	野村町野村 12号15	0894722306 0894720018		野村支所 生活福祉課	0894723997 0894722323	840 0	1,680 0	有	
58	野村体育館	野村町野村 12号102-1	—		教育部 野村教育課	0894721117 0894723956	0 704	0 1,407	無	
59	野村公民館	野村町野村 12号619-1	0894721117 0894723956		教育部 野村教育課	0894721117 0894723956	614 0	1,228 0	有	
60	溪筋公民館	野村町鳥鹿野 862	0894750111 0894750112		教育部 野村教育課	0894721117 0894723956	316 0	632 0	有	
61	中筋公民館	野村町高瀬 4107	0894720801 0894720006		教育部 野村教育課	0894721117 0894723956	323 0	646 0	有	
62	貝吹公民館	野村町阿下 2号432	0894721185 0894723162		教育部 野村教育課	0894721117 0894723956	433 0	865 0	有	
63	横林公民館	野村町坂石 2571	0894770111 0894770112		教育部 野村教育課	0894721117 0894723956	202 0	403 0	有	
64	惣川公民館	野村町惣川 288	0894760111 0894760877		教育部 野村教育課	0894721117 0894723956	326 0	652 0	有	
65	野村幼稚園	野村町野村 12号576-1	0894720373 0894720373		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	362 0	724 0	有	H27.4~ (5園統合)
66	大和田幼稚園	野村町阿下 2号440	0894720739 0894720739		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	192 0	383 0	有	H27.3.31 閉園予定
67	溪筋幼稚園	野村町鳥鹿野 870	0894750022 0894750022		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	172 0	343 0	有	H27.3.31 閉園予定
68	中筋幼稚園	野村町高瀬 4098	0894720809 0894720809		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	172 0	343 0	有	H27.3.31 閉園予定
69	河成幼稚園	野村町予子林 5192-1	0894770704 0894770704		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	114 0	227 0	有	H27.3.31 閉園予定
70	惣川幼稚園	野村町惣川 3888	0894760004 0894760004		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	109 0	218 0	有	
71	野村保育所	野村町野村 12号96	0894720409 0894720409		野村支所 生活福祉課	0894723997 0894722323	639 0	1,279 0	有	
72	遊子川小学校	城川町遊子谷 3160	0894850122 0894850123		教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	678 266	1,355 532	有	

番号	名称	所在地	連絡先	管理担当窓口		収容人員 (人)	施設面積 (㎡)	給食 施設の 有無	備考
			(電 話) (F A X)	部署名	連絡先	(教室等) (体育館)	(教室等) (体育館)		
73	土居小学校	城川町土居 86	0894830111 0894830116	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	823 225	1,645 450	有	
74	高川小学校	城川町高野子 806	0894831067 0894831162	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	735 266	1,470 532	有	
75	魚成小学校	城川町魚成 5673-1	0894820017 0894821007	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	1,068 248	2,136 496	有	
76	城川中学校	城川町下相 1237	0894820029 0894820485	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	1,855 805	3,709 1,609	有	
77	遊子川公民館	城川町遊子谷 2372-1	0894850111 0894850355	教育部 城川教育課	0894821117 0894820349	159 0	317 0	有	
78	土居公民館	城川町土居 1292-1	0894831111 0894830154	教育部 城川教育課	0894821117 0894820349	112 0	223 0	有	
79	改善センター うおなし	城川町魚成 3680	0894820015 0894820168	教育部 城川教育課	0894821117 0894820349	416 0	832 0	有	
80	改善センター たかがわ	城川町高野子 75-1	0894831001 0894830120	教育部 城川教育課	0894821117 0894820349	531 0	1,061 0	有	
81	総合センター しろかわ	城川町下相 951	0894821101 0894820087	教育部 城川教育課	0894821117 0894820349	238 0	475 0	有	
82	野井川高齢者 活動促進施設	城川町野井川 831-1	0894850217 —	城川支所 総務課	0894821113 0894830349	132 0	264 0	有	
83	川津南高齢者等 活動生活支援 促進施設	城川町川津南 2027-1	—	城川支所 総務課	0894821113 0894830349	100 0	200 0	有	
84	ふるさと交流館	城川町窪野 2560	—	城川支所 産業建設課	0894821116 0894830349	100 0	200 0	有	
85	嘉喜尾集会所	城川町嘉喜尾 3960	0894820249 —	城川支所 総務課	0894821113 0894830349	68 0	135 0	無	
86	田穂公民館	城川町田穂 765	0894820009 —	城川支所 総務課	0894821113 0894830349	100 0	200 0	無	
87	男河内公民館	城川町男河内 1817	0894820011 —	城川支所 総務課	0894821113 0894830349	100 0	200 0	無	
88	土居保育所	城川町土居 88	0894830042 0894830042	城川支所 生活福祉課	0894821115 0894830349	247 0	494 0	有	
89	三瓶小学校	三瓶町朝立 1-337-2	0894330035 0894333710	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	2,402 575	4,803 1,150	有	H26.4～ (5校統合)
90	三瓶下泊地区 体育館(旧下泊 小学校)	三瓶町下泊 779-1	—	三瓶教育課	0894332470	579	1,157	有	H26.3.31 閉校
				教育総務課	0894626430	299	597		
91	三瓶蔵貫地区 体育館(旧蔵貫 小学校)	三瓶町蔵貫浦 491	—	三瓶教育課	0894332470	943	1,885	有	H26.3.31 閉校
				教育総務課	0894626430	443	886		
92	三瓶二及地区 体育館(旧二木 生小学校)	三瓶町二及 2-466	—	三瓶教育課	0894332470	1,220	2,439	有	H26.3.31 閉校
				教育総務課	0894626430	449	897		
93	三瓶周木地区 体育館(旧周木 小学校)	三瓶町周木 6-247-1	—	三瓶教育課	0894332470	993	1,986	有	H26.3.31 閉校
				教育総務課	0894626430	365	729		
94	三瓶中学校	三瓶町津布理 48	0894330041 0894333713	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	3,448 677	6,895 1,353	有	
95	県立 三瓶高等学校	三瓶町津布理 3463	0894330033 0894330538	三瓶高等学校	0894330033 0894330538	2,718 1,029	5,436 2,058	有	

96	三瓶支所 (保健福祉総合センター)	三瓶町朝立1-360-1	0894331313 0894333040	三瓶支所 総務課	0894331111 0894332394	885 0	1,770 0	有	
----	-------------------	--------------	--------------------------	-------------	--------------------------	----------	------------	---	--

No. 5

番号	名称	所在地	連絡先	管理担当窓口		収容人員 (人)	施設面積 (㎡)	給食施設の有無	備考
			(電話) (FAX)	部署名	連絡先	(教室等) (体育館)	(教室等) (体育館)		
97	垣生介護予防センター	三瓶町垣生甲401-第8	0894331950 -	三瓶支所 生活福祉課	0894331113 0894331282	143 0	285 0	有	
98	三瓶体育館	三瓶町津布理37-1	0894330456 -	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	0 2,056	0 4,112	無	
99	三瓶文化会館 (三瓶東公民館)	三瓶町朝立1-337-13	0894332470 0894332930	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	2,142 0	4,284 0	有	
100	三瓶東公民館 第1分館	三瓶町朝立6-215-4	0894332426 -	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	194 0	388 0	有	
101	三瓶東公民館 第2分館	三瓶町朝立1-544-1	-	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	106 0	212 0	有	
102	三瓶東公民館 第3分館	三瓶町朝立1-438	0894332923 -	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	200 0	400 0	有	
103	三瓶東公民館 第4分館	三瓶町津布理102	0894332422 -	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	216 0	431 0	有	
104	三瓶東公民館 第5分館	三瓶町安土536-1	0894332420 -	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	281 0	562 0	有	
105	三瓶東公民館 第7分館	三瓶町津布理11-1	0894332445 -	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	101 0	201 0	有	
106	三瓶東公民館 第8分館	三瓶町朝立2-35-3	-	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	118 0	231 0	有	
107	三瓶南公民館	三瓶町蔵貫浦672	0894340133 0894340113	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	336 0	671 0	有	
108	三瓶南公民館 蔵貫分館	三瓶町蔵貫472-1	-	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	143 0	286 0	有	
109	三瓶南公民館 皆江分館	三瓶町皆江1755-10	0894340805 -	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	217 0	433 0	有	
110	三瓶南公民館 下泊分館	三瓶町下泊2702-5	-	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	155 0	310 0	有	
111	三瓶北公民館	三瓶町二及2-683-1	0894330054 0894333610	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	177 0	353 0	有	
112	三瓶北公民館 垣生分館	三瓶町垣生丙13-2	-	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	226 0	452 0	有	
113	三瓶北公民館 周木分館	三瓶町周木1-321-18	0894331050 -	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	181 0	362 0	有	

西予市内の指定緊急避難所一覧

No. 1

地区名	番号	名称	所在地	連絡先 電話 (FAX)	管理担当窓口		収容人員 (人)	グラウンド 面積 (㎡)	備考
					部署名	連絡先			
明浜	1	俵津小学校	明浜町俵津 8-316-1	0894650007 0894650717	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	3,468	6,936	
	2	狩江小学校	明浜町狩浜 2-1350	0894650503 0894650703	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	1,890	3,780	
	3	高山小学校	明浜町高山 甲 3420	0894640034 0894640334	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	1,821	3,642	
	4	田之浜小学校	明浜町田之浜 甲 1234	0894640409 0894640470	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	1,348	2,695	
	5	明浜中学校	明浜町俵津 8-316-1	0894650004 0894650004	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	2,806	5,612	
宇和	6	多田小学校	宇和町河内 171-1	0894660202 0894695012	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	3,973	7,946	
	7	中川小学校	宇和町田苗真 土 1614-1	0894620357 0894627253	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	2,419	4,838	
	8	石城小学校	宇和町西山田 164-1	0894629714 0894691126	教育部 教育総務課	0894626430 0894626584	3,101	6,202	
	9	宇和町小学校	宇和町卯之町 二丁目 145	0894620158 0894627251	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	4,965	9,929	
	10	皆田小学校	宇和町皆田 1115-1	0894620551 0894691092	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	1,743	3,485	
	11	明間小学校	宇和町明間 1065-1	0894670202 0894698505	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	1,692	3,384	
	12	田之筋小学校	宇和町新城 982-1	0894620474 0894627252	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	2,963	5,925	
	13	宇和中学校	宇和町下松葉 629-1	0894621265 0894621266	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	11,256	22,512	
	14	県立 宇和高等学校	宇和町卯之町 四丁目 190-1	0894621321 0894626127	宇和高等学校	0894621321 0894626127	7,450	14,900	
	15	県立宇和 特別支援学校	宇和町永長 1287-1	0894625135 0894626938	宇和養校舎	0894625135 0894626938	4,096	8,191	
野村	16	野村小学校	野村町野村 11-43-1	0894720027 0894721058	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	4,522	9,043	
	17	大和田小学校	野村町阿下 2-428	0894720342 0894722252	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	1,829	3,657	
	18	溪筋小学校	野村町鳥鹿野 870	0894750004 0894750024	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	3,058	6,116	
	19	中筋小学校	野村町高瀬 4098	0894720807 0894723807	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	2,414	4,828	
	20	河成小学校	野村町予子林 5192-2	0894770021 0894770081	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	2,391	4,781	
	21	大野ヶ原小学校	野村町大野ヶ原 217	0894760360 0894760360	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	2,967	5,934	
	22	惣川小学校	野村町惣川 3888	0894760120 0894760160	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	2,188	4,375	
	23	野村中学校	野村町阿下 7-147	0894720026 0894721060	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	10,908	21,816	
	24	県立 野村高等学校	野村町阿下 6-2	0894720102 0894720367	野村高等学校	0894720102 0894720367	2,713	5,425	
	25	西予市野村 少年自然の家	野村町惣川 1160	0894760137 0894760137	教育部 野村教育課	0894721117 0894723956	500	1,000	

地区名	番号	名称	所在地	連絡先 電話 (FAX)	管理担当窓口		収容人員 (人)	グラウンド 面積 (㎡)	備考
					部署名	連絡先			
城川	26	遊子川小学校	城川町遊子谷 3160	0894850122 0894850123	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	2,164	4,328	
	27	土居小学校	城川町土居 86	0894830111 0894830116	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	2,850	5,700	
	28	高川小学校	城川町高野子 806	0894831067 0894831162	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	2,886	5,772	
	29	魚成小学校	城川町魚成 5673-1	0894820017 0894821007	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	3,983	7,965	
	30	城川中学校	城川町下相 1237	0894820029 0894820485	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	6,838	13,675	
三瓶	31	三瓶小学校	三瓶町朝立 1-337-2	0894330035 0894333710	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	2,995	5,989	
	32	三瓶下泊地区 グラウンド	三瓶町下泊 779-1	—	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	1,283	2,565	
	33	三瓶蔵貫地区 グラウンド	三瓶町蔵貫浦 491	—	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	3,696	7,392	
	34	三瓶二及地区 グラウンド	三瓶町二及 2-466	—	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	2,958	5,916	
	35	三瓶周木地区 グラウンド	三瓶町周木 6-2471	—	教育部 三瓶教育課	0894332470 0894332930	2,270	4,540	
	36	三瓶中学校	三瓶町津布理 48	0894330041 0894333713	教育部 教育総務課	0894626584 0894626584	9,691	19,382	
	37	県立 三瓶高等学校	三瓶町津布理 3463	0894330033 0894330538	三瓶高等学校	0894330033 0894330538	6,563	13,126	

【津波被害】西予市内の指定緊急避難所一覧

No. 1

地区名	番号	名称	所在地	海拔 (m)	備考
明 浜	1	伊之浦農道	明浜町俵津 1-177-4	23	
	2	東谷農道	明浜町俵津 1-418 付近	15	
	3	天満神社	明浜町俵津 2-1	8	
	4	元小学校跡	明浜町俵津 2-767-1 付近	12	
	5	福岡農道	明浜町俵津 3-505-1	12	
	6	大山農道	明浜町俵津 4-282-2 付近	14	
	7	新田奥	明浜町俵津 5-231-3	11	
	8	下の谷農道	明浜町俵津 9-52-1 付近	11	
	9	ボラ小屋	明浜町俵津 9-412-2 付近	10	
	10	畑岡農道	明浜町俵津 8-214 付近	13	
	11	龍泉寺	明浜町渡江 869	11	
	12	トンネル上	明浜町渡江 84-2 付近	16	
	13	漁協奥	明浜町狩浜 1-198 付近	10	
	14	山口	明浜町狩浜 2-459	41	
	15	枝浦農道記念碑	明浜町狩浜 2-1125-1 付近	29	
	16	枝浦農道	明浜町狩浜 2-1504-3 付近	19	
	17	春日神社下	明浜町狩浜 4-698-1	11	
	18	狩浜 J A 上	明浜町狩浜 4-69-2	17	
	19	狩浜農道三叉路	明浜町狩浜 3-378 付近	33	
	20	本浦農道	明浜町狩浜 3-902-1	30	
	21	狩浜防災倉庫前	明浜町狩浜 3-1307	14	
	22	お伊勢山前	明浜町狩浜 3-1479-2	19	
	23	小僧都	明浜町高山甲 686-1	10	
	24	東水源地	明浜町高山甲 1214 付近	29	
	25	小坂	明浜町高山甲 1871-2	25	
	26	西水源地	明浜町高山甲 2066-1 付近	18	
	27	銀行社宅付近	明浜町高山甲 3180-1 付近	8	
	28	小浦	明浜町高山甲 2891-2	12	
	29	中浦避難場所	明浜町宮野浦甲 75-10	10	
	30	1 区避難場所	明浜町宮野浦甲 417-1	12	
	31	2 区避難場所	明浜町宮野浦甲 825-1	17	
	32	2・3 区避難場所	明浜町宮野浦甲 909 付近	10	
	33	3 区避難場所	明浜町宮野浦甲 1208 付近	27	
	34	宮ノ串避難場所	明浜町宮野浦甲 1469	11	
	35	岩井避難場所	明浜町宮野浦甲 1857	13	

地区名	番号	名称	所在地	海拔(m)	備考
明 浜	36	1区避難場所	明浜町田之浜甲 553-4 付近	25	
	37	2区避難場所	明浜町田之浜甲 656-2	33	
	38	3区避難場所	明浜町田之浜甲 1316-1	13	
	39	4区避難場所	明浜町田之浜甲 1195-1 付近	10	
三 瓶	40	大元様	三瓶町朝立 6-30-6 付近	30	
	41	シデノキ農道	三瓶町朝立 2-491-2 付近	53	
	42	東公民館第1分館	三瓶町朝立 6-215-4	12	
	43	地福寺	三瓶町朝立 2-261-1	14	
	44	宇都宮様	三瓶町朝立 2-281-2	31	
	45	国造神社(朝立)	三瓶町朝立 1-71	18	
	46	2区農道(朝立山口線)	三瓶町朝立 1-250 付近	28	
	47	三瓶浄水場	三瓶町津布理 556-6 付近	76	2次避難場所
	48	市道津布理10号線(桜谷線)	三瓶町津布理 770-2 付近	37	
	49	金刀比羅神社	三瓶町津布理 3569 付近	63	2次避難場所
	50	県道宇和三瓶線、市道津布理39号線の合流点	三瓶町津布理 2631-1	41	
	51	三瓶高等学校	三瓶町津布理 3442-1	3 (建物 15.4m)	
	52	津布理神ヶ谷	三瓶町津布理 3085 付近	19	
	53	釈迦堂上	三瓶町津布理 3573-1	17	
	54	谷上駐車場(谷口)	三瓶町津布理 525-1	19	
	55	三瓶中学校	三瓶町津布理 29	3 (建物 16.5m)	
	56	市道安土13号線	三瓶町安土 281-2 付近	28	
	57	国造神社(有網代)	三瓶町有網代 59	23	
	58	有網代墓地	三瓶町有網代 30-1 付近	26	
	59	朝田邸裏山	三瓶町朝立 8-845-16	8	
	60	サイレン山避難所	三瓶町朝立 7-282-15	17	
	61	やぐらの下団地	三瓶町朝立 2-35-3	4 (建物 24m)	津波避難ビル
	62	垣生グラウンド	三瓶町垣生甲 1252-2	22	
	63	薬師山公園	三瓶町垣生乙 549-1	48	
	64	垣生小浦	三瓶町垣生甲 9 付近	10	
	65	市道二及3号線終点付近	三瓶町二及 1-48 付近	23	
66	市道二及3号線付近高台	三瓶町二及 1-208-1 付近	18		
67	市道二及10号線終点付近	三瓶町二及 1-565-4 付近	27		
68	二及農村公園	三瓶町二及 2-452	33		
69	お伊勢山	三瓶町二及 2-897-3 付近	55		
70	長早越	三瓶町二及 2-836-1	18		

地区名	番号	名称	所在地	海拔 (m)	備考
三 瓶	71	道安寺	三瓶町長早 3-44-1	16	
	72	国造神社 (長早)	三瓶町長早 3-486	13	
	73	二及越	三瓶町長早 3-37-2	24	
	74	周木小学校	三瓶町周木 6-247-1	6 (建物 8.9m)	
	75	光勝寺	三瓶町周木 2-208	8	
	76	西側一時避難場所	三瓶町有太刀 108 付近	22	
	77	中央一時避難場所	三瓶町有太刀 166	11	
	78	東側一時避難場所	三瓶町有太刀 654 付近	23	
	79	あらパーク	三瓶町有太刀 16	76	2 次避難場所
	80	三楽園	三瓶町蔵貫浦 5-19	11	
	81	金光寺	三瓶町蔵貫浦 135	13	
	82	農道蔵貫浦新田線	三瓶町蔵貫浦 1124-4 付近	44	
	83	市道蔵貫 2 号線終点付近	三瓶町蔵貫 32-2 付近	17	
	84	神明神社付近高台	三瓶町蔵貫 634-2 付近	14	
	85	川原集会所上	三瓶町蔵貫 966-3 付近	17	
	86	善福禅寺上	三瓶町蔵貫 3663 付近	12	
	87	蔵王公園付近	三瓶町蔵貫 3172-1 付近	21	
	88	見光寺	三瓶町皆江 1825	13	
	89	農道皆江国王線	三瓶町皆江 2635 付近	41	
	90	国道 378 号 (枯井バス停付近)	三瓶町皆江 83-7 付近	31	
	91	農道下泊神子之浦線	三瓶町下泊 331-2 付近	18	
	92	神子之浦墓地	三瓶町下泊 109-1	20	
	93	お薬師	三瓶町下泊 481	10	
	94	旧下泊小学校屋上	三瓶町下泊 779-1	3 (建物 12.9m)	
	95	農道下泊中ノ浦線	三瓶町下泊 914-1 付近	25	
	96	お墓	三瓶町下泊 656-1	35	
	97	アンデラ	三瓶町下泊 1834-1	10	

西予市内の福祉避難所一覧

No.	施設名	所在地	電 話
1	明浜デイサービスセンター	明浜町狩浜 2 番耕地 1177 番地	0 8 9 4 - 6 5 - 0 1 3 7
2	特別養護老人ホーム「あけはま荘」		0 8 9 4 - 6 5 - 0 0 8 8
3	福祉の里デイサービスセンター	宇和町久枝甲 1442 番地 1	0 8 9 4 - 6 2 - 4 6 1 1
4	游の里デイサービスセンター	宇和町明間 6125 番地	0 8 9 4 - 6 7 - 0 0 7 9
5	特別養護老人ホーム「松葉寮」	宇和町久枝甲 1434 番地 1	0 8 9 4 - 6 2 - 2 1 1 1
6	特別養護老人ホーム「法正園」	野村町野村 13 号 288 番地	0 8 9 4 - 7 2 - 2 8 5 1
7	野村デイサービスセンター	野村町野村 13 号 422 番地	0 8 9 4 - 7 2 - 3 7 5 0
8	惣川高齢者福祉センター	野村町舟戸 2097 番地	0 8 9 4 - 7 6 - 0 2 7 5
9	老人保健施設つくし苑	野村町野村 9 号 47 番地 3	0 8 9 4 - 7 2 - 3 8 2 0
10	特別養護老人ホーム「寿楽苑」	城川町魚成 7026 番地 1	0 8 9 4 - 8 2 - 0 0 2 1
11	城川デイサービスセンター		
12	城川養護老人ホーム「奥伊予荘」	城川町古市 1773 番地 1	0 8 9 4 - 8 3 - 0 1 3 6
13	三瓶保健福祉総合センター	三瓶町朝立 1 番耕地 360 番地 1	0 8 9 4 - 3 3 - 1 3 1 3

ボランティア受入れ可能と見込まれる宿泊施設（西予市内）

町 名	施設名	住 所	電話番号
明浜町	民宿 「故郷」	高山甲 461-1	0894-64-1616
	民宿 「弥生」	宮野浦甲 322	0894-64-0025
	オートキャンプ場 「きゃんぱ」	高山甲 461-1	0894-69-8022
宇和町	松屋旅館	卯之町 3-218	0894-62-0013
	第一ビジネスホテル松屋	卯之町 3-207	0894-62-3232
	第二ビジネスホテル松屋	卯之町 4-705	0894-62-0100
	富士酒家旅館	卯之町 3-318	0894-62-0050
	宇和パークホテル	上松葉 325	0894-62-2211
	まっちや旅館	卯之町 3-324	0894-62-0126
	民宿みやこ	稲生 307	0894-62-5872
	民宿兵頭	下川 868	0894-62-4076
野村町	ビジネスホテルいのうえ	野村 12-505	0894-72-1667
	浅松旅館	予子林 821	0894-77-0810
	旅館増屋荘	予子林 825	0894-77-0028
	大野屋旅館	坂石 122	0894-77-0010
	茅葺き民家「土居家」	惣川 1290	0894-76-0636
	ペンションもみの木	大野ヶ原 210	2894-76-0230
城川町	宝泉坊ロッジ	高野子 67	0894-83-0151
	城川自然ロッジ	窪野 2560	0894-83-1000
	民宿奥山	野井川	0894-85-0140
三瓶町	sea side うわかい	下泊 24-2	0894-34-0770
	民宿せんすい	朝立 1-438-29	0894-33-0364
	みかめ本館	朝立 1-548-2	0894-33-2001

ボランティア受入れ可能と見込まれる宿泊施設（近隣市町）

NO. 1

町名	施設名	住所	電話番号
大洲市	ホテル オータ	田口甲 36-4	0893-24-3533
	ホテル研家	大洲 2	0893-24-2029
	松楽旅館	大洲 727-2	0893-24-4143
	オオズプラザホテル	東大洲 1341	0893-85-1100
	うめたこ旅館	徳森 1630-1	0893-25-0826
	ホテル にし川	田口甲 392-6	0893-24-4046
	料宛 たる井	若宮 465-1	0893-24-4585
	ビジネスホテル だいいち	大洲 645	0893-24-5156
	鹿野川荘	肱川町宇和川 588-1	0893-34-2000
	小藪温泉	肱川町宇和川 1433-1	0893-34-2007
	河辺ふるさとの宿	河辺町三嶋 134	0893-39-2211
内子町	旅館 松乃屋	内子 1913	0893-44-5000
	御宿 月乃家	内子 2646	0893-43-1160
	オーベルジュ 内子	五十崎乙 485-2	0893-44-6565
	ファームイン古久里来	五百木 636	0893-44-2079
八幡浜市	ニューホテル とよ	松柏丙 794	0894-23-1414
	ビジネスホテル 八昭	松柏乙 821-6	0894-24-0888
	松栄旅館	大黒町 3-2	0894-22-0326
	ハーバープラザホテル	仲之町	0894-22-0022
	スーパーホテル 八幡浜	千代田町 1460-123	0894-20-9000
	八幡浜センチュリーホテル トー	天神通 1-1460-7	0894-22-2200
	なぎさ旅館	保内町川之石 13-18-1	0894-36-2432
	ビジネスホテル 水仙	保内町喜木 1-96	0894-37-2182
ビジネスホテル ヤマキ	保内町宮内 1-248	0894-36-3370	
伊方町	金沢旅館	正野 33-1	0894-56-0022
	民宿 大岩	正野 26	0894-56-0070
	えびすや旅館	三崎 1514-1	0894-54-0013
	アート旅館	湊浦 1985-2	0894-38-0202
	民宿まるやま	湊浦 1002-10	0894-38-1780
	民宿浜乃屋	湊浦 1002-19	0894-21-5555
宇和島市	木屋旅館	本町追手 2-8-2	0895-22-0101
	宇和島第一ホテル	中央町 1-3-9	0895-25-0001
	宇和島ターミナルホテル	天神町 3-22	0895-22-2280
	ホテル イシバシ	栄町港 2-4-14	0895-22-5540

ボランティア受入れ可能と見込まれる宿泊施設（近隣市町）

NO. 2

町名	施設名	住所	電話番号
宇和島市	宇和島リーゼントホテル	丸の内 1-2-24	0895-23-0808
	宇和島リエンタルホテル	鶴見町 6-10	0895-23-2828
	宇和島グランドホテル	錦町 2-3	0895-24-3911
	宇和島国際ホテル	錦町 4-1	0895-25-0111
	ホテル クレメント宇和島	錦町 10-1	0895-23-6111
	グリーン宇和島	高串 1-435-1	0895-24-7788
	漁家民宿 遊海	平浦 995-3	0895-28-0182
	大畑旅館	津島町岩松 753	0895-32-2121
松野町	森の国ホテル	目黒滑床溪谷	0895-43-0331
	四季の粹	吉野 596	0895-42-0063
	森の国の宿 やなせ	吉野 1441-1	090-5713-3312
	森の国の宿やなせアネックス	吉野 2334-1	090-5713-3312
	森の国の宿 とんぼ里	延野々 461	0895-42-0869
鬼北町	成川溪谷休養センター	奈良	0895-45-2639
	懐石の宿 湯元荘	奈良 1331	0895-45-2828
	節安ふれあいの森	父野川上 9	0895-44-2990

※このデータは、平成 26 年 1 月現在のものです。